

(証券コード 3139)
2019年2月7日



第21期 定時株主総会招集ご通知

■開催日時

2019年2月26日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時）

■場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のう
え、お間違いのないようご来場ください。）

● 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しており
ません。

■決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

<目次>

第21期定時株主総会招集ご通知……………	1
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	3
第2号議案 取締役5名選任の件……………	4
第3号議案 監査役2名選任の件……………	9
第4号議案 補欠監査役1名選任の件…	12
第5号議案 当社取締役に対する譲渡制限付 株式の付与のための報酬決定の 件……………	14
（提供書面）	
事業報告……………	16
連結計算書類……………	40
計算書類……………	43
監査報告……………	46

株式会社ラクト・ジャパン

株主各位

証券コード 3139
2019年2月7日

東京都中央区日本橋二丁目11番2号

株式会社ラクト・ジャパン

代表取締役社長 三浦 元久

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年2月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2019年2月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」 <small>（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
目的事項	報告事項 1. 第21期（2017年12月1日から2018年11月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第21期（2017年12月1日から2018年11月30日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2019年2月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年2月25日（月曜日）午後5時30分到着分まで

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<http://www.lacto-japan.com/>)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの適切な利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、安定的かつ継続的な配当を基本方針としております。

一方で、当社は企業価値の持続的な向上を目指し、そのための将来の成長に必要な事業投資及び設備投資のための内部留保を確保したうえで、資本効率を勘案し、株主の皆さまへの還元の充実を図ってまいります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、連結業績等を総合的に勘案したうえで、前期末配当より2円増配することとし、1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 40円 配当総額 195,857,760円
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年2月27日

第2号議案

取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の独立性の向上と意思決定の迅速化をはかるため、取締役2名減員することとし、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、社外取締役2名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	三浦元久	代表取締役社長	再任
2	前川昌之	取締役 コーポレートスタッフ部門管掌	再任
3	鋤納康治	取締役 営業部門・アジア事業・関係会社管掌	再任
4	相馬義比古	取締役（社外）	再任 社外 独立
5	原直史	取締役（社外）	再任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>みづら もとひさ 三浦 元久 (1954年9月25日)</p>	<p>1978年 4月 (株) 東食入社 1999年 1月 当社入社 2008年 6月 当社執行役員営業第一本部長兼 LACTO ASIA PTE LTD. MANAGING DIRECTOR 2011年 2月 当社取締役 2014年 4月 当社取締役営業部門・関係会社管掌 2017年 2月 当社代表取締役社長(現任)</p>	118,300株

■取締役候補者とした理由

候補者は、営業部門や海外現地法人の責任者として豊富な業務経験を有し、さらに2011年からは取締役として、そして2017年からは代表取締役社長として当社の経営に深く携わっております。同氏は経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 <p>まえかわ まさゆき 前川 昌之 (1957年10月6日)</p>	<p>1980年 4月 (株) 東食入社 2000年 4月 当社入社 2011年 3月 当社執行役員管理本部長 2013年 2月 当社取締役管理本部長 2013年 3月 当社取締役管理本部管掌 2014年 4月 当社取締役コーポレートスタッフ部門管掌(現任)</p>	74,200株

■取締役候補者とした理由

候補者は、管理部門の責任者を務めるなど経理、財務をはじめとする管理部門における豊富な業務経験があり、2013年からは取締役として当社グループの経営に携わっております。同氏は当社グループの管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>すきのう こうじ 鋤納 康治 (1956年10月13日)</p>	1979年 4月 (株) 東食入社 2003年 6月 当社入社 2011年 3月 当社執行役員営業第二本部長 2012年 4月 当社執行役員食肉食材本部長 2014年 2月 当社取締役食肉食材本部長 2014年 3月 当社取締役兼 LACTO ASIA PTE LTD. MANAGING DIRECTOR 2014年 4月 当社取締役アジア事業管掌兼 LACTO ASIA PTE LTD. MANAGING DIRECTOR 2017年 2月 当社取締役営業部門・アジア事業・関係会社管掌兼 LACTO ASIA PTE LTD. MANAGING DIRECTOR 2018年 3月 当社取締役営業部門・アジア事業・関係会社管掌 (現任)	11,000株

■取締役候補者とした理由

候補者は、食肉加工品部門の責任者として同部門を立ち上げるなど豊富な営業経験を有するとともに、2014年からは取締役としてアジア事業、2017年からは営業部門及び関係会社を管掌しております。同氏は営業部門や海外事業における豊富な業務経験を通じて当社グループの管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任 社外 独立	 <p>そうま よしひこ 相馬 義比古 (1950年4月19日)</p>	1973年 4月 日本冷蔵 (株) (現 (株) ニチレイ) 入社 1999年 6月 同社取締役 広域営業部長 2005年 4月 同社取締役執行役員 2007年 4月 同社取締役常務執行役員 2007年 6月 同社取締役専務執行役員 2011年 6月 (株) 帝国ホテルキッチン代表取締役社長 2015年 6月 (株) 帝国ホテルキッチン代表取締役社長退任 2015年 7月 当社顧問 2016年 2月 当社社外取締役 (現任) 2016年 6月 (株) ナックスナカムラ (現(株) ナックス) 代表取締役社長 (現任)	一株

■社外取締役候補者とした理由

候補者は、食品業界における経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験と見識を活かし、当社経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただけると判断したため、社外取締役候補者と

いたしました。なお、候補者は現在当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

■独立性について

候補者は、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の厳格な独立性基準を満たしていることから独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	 <p>はら なおふみ 原 直史 (1953年5月30日)</p>	1978年4月 ソニー（株）入社	一株
		1997年1月 同社広報センター・コーポレート広報室長	
		1999年1月 同社ブロードキャスト&プロフェッショナルシステムカンパニー 地域マーケティング部統括部長	
		2000年6月 ソニー・ブロードキャスト&プロフェッショナルラテンアメリカ社長	
		2002年4月 ソニー（株）ブランド戦略室長	
		2003年4月 同社渉外部統括部長	
		2005年6月 同社業務執行役員 S V P 広報・渉外担当	
		2006年2月 同社業務執行役員 S V P 兼務 C S R担当	
		2006年4月 同社業務執行役員 S V P 兼務 関西担当	
		2009年8月 （株）ゼンショー執行役員 グループコミュニケーション本部長	
		2010年7月 グラクソ・スミスクライン（株）Japan Management Committee メンバー コミュニケーション部門長	
		2013年9月 独立行政法人（現国立研究開発法人）産業技術総合研究所 特別顧問	
		2014年4月 同研究所 企画本部特別補佐（現任）	
		2017年1月 当社顧問	
2017年2月 当社社外取締役（現任）			
2018年4月 サンデンホールディングス（株）顧問（現任）			

■社外取締役候補者とした理由

候補者は、大手事業会社における長年にわたる広報・I R業務の経験や知見、さらには経営幹部としてエレクトロニクス産業をはじめとする複数の業界経験から幅広い視野で当社の経営全般における有益な助言や公正な立場から経営の監督を遂行いただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。なお、候補者は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

■独立性について

候補者は、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の厳格な独立性基準を満たしていることから独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、相馬義比古氏及び原直史氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。相馬義比古氏及び原直史氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案**監査役2名選任の件**

監査役山本和夫氏及び鈴木康司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	寶 賀 寿 男	—	新任 社外 独立
2	坂 本 裕 子	—	新任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任 社外 独立	 <p>ほうが としお 寶賀 寿男 (1946年4月17日)</p>	<p>1969年 7月 大蔵省(現財務省) 入省 1989年 6月 国税庁酒税課長 1992年 6月 大蔵省(現財務省) 理財局国有財産総括課長 1993年 6月 富山県副知事 1995年 7月 大蔵省(現財務省) 理財局たばこ塩事業審議官 1996年 7月 同省東京税関長 1997年 7月 同省大臣官房審議官(関税局担当) 1998年 7月 同省退官 1998年 7月 中小企業信用保険公庫理事 1999年 7月 中小企業総合事業団理事兼中小企業大学校長 2003年 10月 弁護士登録・田辺総合法律事務所 2005年 4月 同風会法律事務所(現任)</p>	一株

■社外監査役候補者とした理由

候補者は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての経験や官公庁で長く勤務された経験など幅広い分野において深い知見を有しており、法律的な視点はもちろんのこと、様々な視点から当社グループの監査に取り組んでいただけると判断して社外監査役候補者といたしました。

■独立性について

候補者は、東京証券取引所が定める基準及び当社独自の厳格な独立性基準をともに満たしており、候補者の選任が承認された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	 <p>さかもと ひろこ 坂本 裕子 (1954年7月30日)</p>	<p>1984年 10月 監査法人中央会計事務所入所 (最終名称：みずぎ監査法人) 1988年 3月 公認会計士登録 2001年 7月 中央青山監査法人代表社員 (最終名称：みずぎ監査法人) 2006年 6月 みずぎ監査法人理事 2007年 7月 監査法人A&Aパートナーズ代表社員(現パートナー) (現任) 2011年 11月 税理士登録 2013年 6月 (株)小森コーポレーション社外監査役(現任)</p>	一株

■社外監査役候補者とした理由

候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年活動を続けられ、かつ監査法人での経験も長く、企業の財務及び会計に関する十分な知見を有しております。当社では、財務・会計の視点から監査に取り組んでいただけると判断したため、社外監査役候補者といたしました。

■独立性について

候補者は、東京証券取引所が定める基準及び当社独自の厳格な独立性基準をともに満たしており、候補者の選任が承認された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 寶賀寿男氏及び坂本裕子氏は新任の社外監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 寶賀寿男氏及び坂本裕子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間とします。また、本決議の効力は、当社定款の定めにより選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなり、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることといたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任 社外 独立	 <p>ありが よしのり 有賀 美典 (1964年7月19日)</p>	1989年10月 中央新光監査法人入所 (最終名称：みすず監査法人)	一株
		1994年3月 公認会計士登録	
		1995年10月 プライスウォーターハウスコーパースLLP	
		2000年9月 中央青山監査法人 (最終名称：みすず監査法人)	
		2001年4月 同法人社員	
		2004年9月 公認会計士有賀美典事務所（現任）	
		2004年9月 税理士酒巻敬二事務所	
		2005年1月 税理士登録	
		2011年9月 アクティビア・プロパティーズ投資法人監督役員（現任）	
		2013年1月 税理士有賀美典事務所（現任）	
2016年6月 (株) アキレス社外監査役（現任）			

■補欠の社外監査役候補者とした理由

候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士や税理士として培われた高度な専門的知識を有しております。当社では、財務・会計・税務の観点から監査に取り組んでいただけると判断したため、補欠の社外監査役候補者といたしました。

■独立性について

候補者は、東京証券取引所が定める基準及び当社独自の厳格な独立性基準をともに満たしており、本議案が原案通り承認され、かつ監査役に就任した場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 有賀美典氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 有賀美典氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

＜ご参考＞ 独立性の判断基準

取締役会は、独立社外取締役及び独立社外監査役の候補者を選定する場合、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(14)の該当の有無を確認の上、独立性を判断することとする。また、その人格、見識、能力、当社との関係性その他の事情に鑑み、独立且つ客観的な観点からの役割・責務を全うすることが期待できると認められる者を独立社外取締役及び独立社外監査役の候補者として選定するものとする。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - ・上記において「当社を主要な取引先とする者」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当社との取引において当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - ・上記において「当社の主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の売上高が当社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - ・上記において「多額の金銭」とは、当該金銭を得ている者が個人の場合には、過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には（当該団体の）過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、又は当該団体の連結売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。
- (4) 当社の会計監査人の代表社員又は社員、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家
- (5) 当社の主要な株主又はその業務執行者
 - ・上記において「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。
- (6) 当社が多額の寄付を行っている団体の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者
 - ・上記において、「多額の寄付」とは、直近の3事業年度の平均で年間2,000万円を超える額の寄付をいう。
- (7) 当社の主要借入先若しくはその親会社又はそれらの業務執行者
 - ・上記において、当社の「主要借入先」とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。
- (8) 就任前10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
- (9) 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者
- (10) 就任時点において上記(1)、(2)又は(3)に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
- (11) 就任前3年間のいずれかの時期において、上記(4)に該当していた者
- (12) 就任時点において上記(6)に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
- (13) 就任前3年間のいずれかの時期において、上記(5)又は(7)のいずれかに該当していた者
- (14) 次の(A)から(D)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - (A) 上記(1)から(3)のいずれか、又は(10)若しくは(11)に掲げる者。（ただし、(1)及び(2)については、業務執行取締役、執行役及び執行役員を重要な者とみなす。また、(10)については、団体に所属する者の場合、当該団体の社員及びパートナー、(11)については、社員、パートナーその他当社グループの監査を直接担当する会計専門家を重要な者とみなす。）ただし、当該者と当該近親者の関係性、当該近親者の適格、資質、経験等を総合的に考慮し、実質的にその独立性が担保されていると認められている場合には、この限りでない。
 - (B) 当社の子会社の業務執行者
 - (C) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (D) 就任前1年間のいずれかの時期において、上記(B)、(C)又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行でない取締役を含む。）に該当した者

* 1. 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

* 2. 「近親者」とは二親等以内の親族をいう。

第5号議案

当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年2月25日開催の第17期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、2017年2月24日開催の第19期定時株主総会において、当社の取締役に対するストック・オプション報酬は年額100百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。

また、本議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプションを廃止することとし、今後取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は子会社の取締役、執行役員、監査役、従業員等その他準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は子会社の取締役、執行役員、監査役、従業員等その他準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告 (2017年12月1日から2018年11月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国における保護貿易主義の台頭やそれに端を発する米中貿易問題などグローバルな経済環境が不透明感を増した一方で、日本企業の好調な業績を背景として、国内の株式市場がバブル崩壊後の高値を更新するなど堅調に推移しました。

当社グループを取り巻く事業環境において、前連結会計年度には国産の脱脂粉乳不足が発生しましたが、独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「ALIC」）が追加輸入入札を複数回実施した結果、当連結会計年度は脱脂粉乳の供給不足が解消したことにより、落ち着きを取り戻しました。また、各メーカーの最終商品の需要においては、機能性ヨーグルトなどの販売が伸び悩みましたが、国内生乳生産量の減少傾向の定着による輸入原料へのシフトの流れは継続しました。

その結果、当連結会計年度において、当社主力事業である乳原料・チーズ部門の売上高・販売数量はともに過去最高を更新しました。また、アジア事業においても現地市場の堅調な乳製品需要を背景に販売が順調に推移し、売上高・販売数量ともに同じく過去最高となりました。

以上の結果、食肉加工品部門の売上高・販売数量は減少したものの、当社グループ全体の売上高・販売数量は過去最高を更新し、当連結会計年度の売上高は1,154億40百万円（前期比13.9%増）、営業利益は30億9百万円（同56.4%増）、経常利益は26億12百万円（同3.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億84百万円（同1.7%増）となりました。

企業集団の事業部門別売上状況は次のとおりであります。

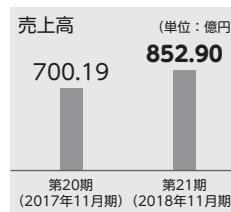
乳原料・チーズ

売上高
852.90億円
(前期比21.8%増)

世界的な乳製品需要は新興国を中心に拡大を続けており、EU、米国、オセアニアを中心に世界の生乳生産量もそれに呼応し増加傾向となりました。一方、日本では、酪農家の離農に加え、自然災害の影響などもあり国内の生乳生産量の減少は歯止めがかからない状況が続きました。

このような状況のもと、乳原料・チーズ事業では、強みであるグローバルな仕入ネットワークを活用することでA L I Cによる入札において国家貿易品目の取扱いで高いシェアを獲得できたことや、国内市場においてヨーグルト、アイスクリーム、チョコレートなどの最終製品の販売が比較的安定して推移したことなどにより、乳原料の販売が堅調に推移しました。また、近年注力している飲料業界や飼料業界向けの新規ビジネスの販売も安定して推移しました。さらにチーズについても国内チーズ市場の需要拡大を受けて、多様な仕入ルートから価格競争力のある商品の提供を行ったことなどから販売は堅調に推移しました。

その結果、乳原料・チーズの販売数量は、198,445トン（前期比14.8%増）となり、売上高も主として販売数量の増加により852億900万円（前期比21.8%増）となりました。

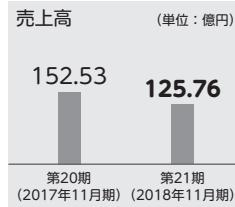


食肉加工品

売上高
125.76億円
 (前期比17.6%減)

当連結会計年度の売上においては、元々想定していた一部主要取引先の仕入方針変更による販売数量の減少に加え、下期以降、国内市場では国産豚の生産量増加により、輸入チルドポークの販売数量が減少しました。また、当社輸入フローズンポークのサプライソースの一部が、世界的に発生したアフリカ豚コレラの影響を受けたため、輸入数量が減少し、売上が減少しました。しかしながら、既存取引先との取り組みを強化し、付加価値の高い商品の販売が増加したことにより利益率が改善し、利益では前期を上回りました。

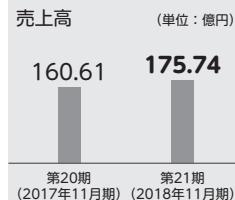
その結果、食肉加工品の販売数量は21,595トン（前期比18.0%減）となり、売上高も125億76百万円（前期比17.6%減）となりました。



アジア事業・その他

売上高
175.74億円
 (前期比9.4%増)

アジア事業の乳原料販売部門においては、主要製品である脱脂粉乳や全脂粉乳の国際価格が低位に安定して推移したことにより、価格訴求の強いアジア市場において乳原料需要が拡大し、当社の事業環境にとって追い風となりました。当社では、グローバルな仕入ネットワークを活用した品質、価格面の優位性と日本で培った「提案力・情報力」を基盤としたサービスをアジアでも展開することで、日系・現地企業向けとも取引は順調に拡大しました。その結果、販売数量は52,822トン（前期比17.3%増）となり、売上高も145億78百万円（前期比9.2%増）となりました。



アジア事業のチーズ製造販売部門においては、従来から主要な販売先であったシンガポール、マレーシアに加え中国、香港、ベトナムなどへの販売も拡大し、販売は堅調に推移しました。一方で、アジアの一部市場においては、アジア市場の拡大に伴って、欧州や豪州のサプライヤーが参入し、競争が激しくなりました。当社ではこれら競争との差別化を図るべく、当社のチーズを使用した商品に関する新しいレシピの開発とその提案を行うなど、製品の販売とともに付加価値を加えた営業を展開するなどの取り組みにより販売は堅調に推移しました。これにより販売数量は2,668トン（前期比6.3%増）となり、売上高も21億16百万円（前期比10.3%増）となりました。

この結果、アジア事業・その他の売上高は175億74百万円（前期比9.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3億円で、その主なものはアジア事業における生産設備の導入及び更新1億38百万円によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関との総額150億円のコミットメントライン契約を主幹事である株式会社三菱UFJ銀行と締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第18期 (2015年11月期)	第19期 (2016年11月期)	第20期 (2017年11月期)	第21期 (当連結会計年度) (2018年11月期)
売上高	(千円)	98,000,747	88,679,047	101,334,802	115,440,661
経常利益	(千円)	1,343,288	1,434,275	2,522,502	2,612,549
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	831,404	946,443	1,755,197	1,784,201
1株当たり当期純利益	(円)	197.87	193.57	358.96	364.62
総資産	(千円)	39,321,813	37,561,530	45,905,159	48,992,119
純資産	(千円)	10,390,583	11,419,064	12,785,141	14,431,529
1株当たり純資産	(円)	2,125.08	2,335.43	2,605.95	2,924.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2015年2月25日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
LACTO ASIA PTE LTD.	4,200千SGD 11,000千USD	100.0%	乳製品の製造・販売
LACTO ASIA(M) SDN BHD.	1,000千MYR	100.0	乳製品の販売
LACTO USA INC.	1,000千USD	100.0	農畜産物の販売
LACTO OCEANIA PTY LTD.	1,500千AUD	100.0	農畜産物の販売
FOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO., LTD.	200,000千THB	100.0	チーズの製造・販売
LACTO EUROPE B.V.	500千EUR	100.0	農畜産物の販売
叻克透商貿(上海)有限公司	2,600千USD	100.0	加工食品、チーズ等の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社7社であり、持分法適用関連会社は1社であります。
2. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。
3. 叻克透商貿(上海)有限公司は、2018年11月20日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「安定した収益基盤の確立と強化」及び「成長分野への進出」を重要テーマとして取り組みを推進し、2019年1月に策定いたしました中期経営計画「NEXT-L J 2021」の数値目標として2021年11月期は、売上高1,450億円、経常利益34億円、親会社株主に帰属する当期純利益24億円を目指します。

各事業部門の対処すべき課題は次のとおりです。

<乳原料・チーズ>

2019年よりTPP11や日欧EPAなど新たな貿易自由化の枠組みが開始されます。これらの枠組みによって、わが国の輸入制度は従来と大きく変わることになりますが、当社関連では、いくつかの品目で割安な乳製品原料を輸入することが可能となります。従来から当社は日本の複雑な輸入制度を熟知し、ノウハウを活用することで、仕入先、販売先双方にとって、最適な商品・価格で輸入及び販売を行ってまいりました。新たな制度のもとでも、仕入先、販売先双方と連携しながら、新制度に対応した取り組み、サービスを提供することで、事業をさらに拡大してまいります。

また、世界的に乳製品需要が拡大する中、仕入先の確保はより重要となっております。当社では、既存の仕入先との関係強化・事業の深掘りは当然のことながら、有力な新規仕入先の開拓・確保についても引き続き注力し、「安心・安全」な商品を「安定して」供給してまいります。

<食肉加工品>

輸入ポークについても2019年は貿易自由化にむけた制度変更が行われるため、新しい枠組みの中で、仕入先・販売先双方にとって最適なサービスの提供を行うことで事業の拡大を図ってまいります。また、輸入ポーク事業は、世界的にアフリカ豚コレラの影響が広がる中、安心・安全な地域からの安定した商品の供給を行うことは日本市場にとって最重要課題であります。当社ではすでに優良なサプライソースを確保しておりますが、今後これを拡充すべく、引き続き新規仕入先の開拓に注力してまいります。こうしたグローバルな仕入ネットワークの構築をさらに進め、「品質・物量・価格」において競争力のある商品の供給を行ってまいります。

<アジア事業・その他>

乳原料販売部門では、主力商品である脱脂粉乳及び全脂粉乳は、当面、低位安定した価格推移を予想しておりますが、価格志向の強い顧客から品質・サービスを重視する顧客まで多種、多様なニーズが混在しているアジア市場において競争に打ち勝つためにはこれらのニーズに適時・的確に対応することが重要と考えております。そのため当社が構築しているグローバルな仕入ネットワークをさらに拡充すべく、価格、品質面で競争力のある地域の選定や仕入先の確保に努めてまいります。一方、販売戦略においても、乳製品需要が伸びている中国やタイなどターゲットとする地域を絞り、それらを重点販売地域として営業力を集中して、販売拡大に注力してまいります。

チーズ製造販売部門においては、アジアにおけるチーズ消費量は着実に増加しており、今後も食の西洋化が進む中、同地域におけるチーズ市場が拡大することは確実視されております。当社としては増加する需要を取りこぼすことなく商売につなげられるよう、アジア各国における販売ネットワークを強化・拡充し、営業力の強化に努めてまいります。さらに、アジア各国で異なる嗜好を研究し、各消費地にて好まれる味・風味のチーズ開発を進め、同じアジア人として西洋のメーカーとは異なる提案ができるよう商品の開発力を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2018年11月30日現在)

当社グループは、乳原料・チーズ、食肉加工品等の輸入を主とする食品卸売及び海外子会社によるチーズの製造・販売を行う食品事業を行っておりますが、事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 乳原料・チーズ
主に乳原料及びチーズ等の乳製品の輸入、販売を行っております。
- ② 食肉加工品
チルドポーク、フローズンポーク及び生ハム・サラミ等の食肉加工品の輸入、販売を行っております。
- ③ アジア事業・その他
主としてアジア地域における乳原料の輸入・販売、チーズの製造・販売及び中国における加工食品の卸売を行っております。

(6) 主要な事業所及び工場 (2018年11月30日現在)

① 当社

本社	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
----	-------------------

② 子会社

LACTO ASIA PTE LTD.	シンガポール
LACTO ASIA (M) SDN BHD.	マレーシア
LACTO USA INC.	アメリカ・カリフォルニア州
LACTO OCEANIA PTY LTD.	オーストラリア・メルボルン
FOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ・アユタヤ
LACTO EUROPE B.V.	オランダ・アムステルダム
叻克透商貿（上海）有限公司	中国・上海

(7) 使用人の状況 (2018年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期比増減
乳原料・チーズ	55 (0) 名	5名増 (1名減)
食肉加工品	11 (1)	2名増 (0名増)
アジア事業・その他	166 (0)	19名増 (0名増)
全社 (共通)	28 (3)	3名増 (2名増)
合 計	260 (4)	29名増 (1名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94 (4) 名	10名増 (1名増)	35.0歳	6.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年11月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社みずほ銀行	2,700,000
株式会社三菱UFJ銀行	2,300,000
シンジケート・ローン	1,529,000
三井住友信託銀行株式会社	1,360,000
農林中央金庫	1,000,000
株式会社りそな銀行	410,000
株式会社横浜銀行	400,000

(注) シンジケート・ローンは下記によるものであります。

1. 株式会社みずほ銀行を主幹事とする、株式会社三菱UFJ銀行ほか3行の協調融資
(残高 479,000千円)
2. 株式会社みずほ銀行を主幹事とする、株式会社三菱UFJ銀行ほか2行の協調融資
(残高 1,050,000千円)

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年5月21日付をもって、本社を東京都中央区日本橋二丁目11番2号に移転いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2018年11月30日現在)

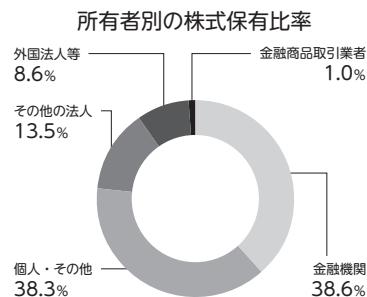
① 発行可能株式総数 **19,558,000株**

② 発行済株式の総数 **4,896,500株**

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式総数は4,000株増加しております。

③ 株主数 **1,724名**

④ 大株主(上位11名)



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	635,600	12.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	342,900	7.00
八住 繁	137,600	2.81
石井 純	123,700	2.52
鎌倉 喜一郎	121,500	2.48
師崎 良介	118,300	2.41
三浦 元久	118,300	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	112,500	2.29
野村信託銀行株式会社 (投信口)	112,200	2.29
武 勇	107,000	2.18
佐久間 信男	107,000	2.18

(注) 持株比率は自己株式 (56株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権		第2回新株予約権	
発行決議日		2014年6月16日		2017年2月24日	
新株予約権の数		8個		236個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	8,000株 1,000株)	普通株式 (新株予約権1個につき	23,600株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,710,000円 1,710円)	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
権利行使期間		2016年6月17日から 2024年2月24日まで		2017年3月16日から 2047年3月15日まで	
行使の条件		(注) 1		(注) 2	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	8個	新株予約権の数	236個
		目的となる株式数	8,000株	目的となる株式数	23,600株
		保有者数	2名	保有者数	4名
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名
監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個	
	目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株	
	保有者数	一名	保有者数	一名	

		第3回新株予約権	
発行決議日	2018年2月27日		
新株予約権の数	240個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式	24,000株	(新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)	
権利行使期間	2018年3月16日から 2048年3月15日まで		
行使の条件	(注) 3		
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	240個
		目的となる株式数	24,000株
		保有者数	4名
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

(注) 1. 第1回新株予約権

2015年2月25日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

行使の条件

- (i) 新株予約権の行使時において当社の取締役又は従業員であること。
- (ii) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (iii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- (iv) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 第2回新株予約権
行使の条件

- (i) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員、監査役及び相談役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができるものとする。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (iii) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 第3回新株予約権
行使の条件

- (i) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員、監査役及び相談役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができるものとする。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (iii) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況**
記載すべき事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	八住 繁	経営全般 丸市株式会社社外取締役
代表取締役社長	三浦 元久	経営全般
取締役	前川 昌之	コーポレートスタッフ部門管掌
取締役	鋤納 康治	営業部門・アジア事業・関係会社管掌
取締役（社外）	相馬 義比古	株式会社ナックス 代表取締役社長
取締役（社外）	高木 伸行	株式会社エラン 社外監査役 株式会社C&Fロジホールディングス 社外監査役 株式会社ロッテ 顧問
取締役（社外）	原 直史	国立研究開発法人産業技術総合研究所 企画本部特別補佐 サンデンホールディングス株式会社 顧問
常勤監査役	鎌倉 喜一郎	
監査役（社外）	山本 和夫	公認会計士・税理士山本会計事務所 所長 株式会社森博 監査役 株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外監査役 カーリットホールディングス株式会社 社外取締役
監査役（社外）	鈴木 康司	鈴木康司法律事務所 所長 ペーパーロジック株式会社 社外監査役 越後交通株式会社 社外取締役

(注) 1. 相馬義比古、高木伸行及び原直史の各氏は、社外取締役であります。

2. 山本和夫及び鈴木康司の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役山本和夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

4. 当社は取締役相馬義比古氏、取締役原直史氏、監査役山本和夫氏及び監査役鈴木康司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

イ. 就任

該当する事項はございません。

ロ. 退任

該当する記載はございません。

ハ. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当及び重要な兼職の異動

1. 取締役鋤納康治氏は、2018年3月1日付で兼職していたLACTO ASIA PTE LTD.MANAGING DIRECTORを退任いたしました。
2. 取締役原直史氏は、2018年4月1日付でサンデンホールディングス株式会社の顧問に就任いたしました。
3. 監査役鈴木康司氏は、2018年8月1日付でDATUM STUDIO株式会社の社外監査役を退任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である相馬義比古氏、高木伸行氏及び原直史氏並びに監査役である鎌倉喜一郎氏、山本和夫氏及び鈴木康司氏の6名との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数(名)	報酬等の額(百万円)
取締役(うち社外取締役)	7(3)	273(20)
監査役(うち社外監査役)	3(2)	24(9)
合計(うち社外役員)	10(5)	297(29)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2015年2月25日開催の第17期定時株主総会において、年額400百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内、ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。また、2017年2月24日開催の第19期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対して株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円を上限として別枠で設ける旨、決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2013年2月22日開催の第15期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権にかかる株式報酬費用75百万円（社外取締役を除く取締役4名に対し75百万円）が含まれております。
5. 当社は役員報酬制度見直しの一環として、2017年2月24日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後に引き続き在任する取締役及び監査役に対して、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役相馬義比古氏は、株式会社ナックスの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高木伸行氏は、株式会社エランの社外監査役、株式会社C & F ロジホールディングスの社外監査役及び株式会社ロッテの顧問であります。株式会社エラン及び株式会社C & F ロジホールディングスとの間には特別の関係はありません。また、株式会社ロッテとの間には営業上の取引があります。同社に対する当社の当期連結売上高は2.3%ありますが、同氏は同社の経営並びに営業取引に関与するものではありません。
- ・取締役原直史氏は、国立研究開発法人産業技術総合研究所企画本部特別補佐及びサンデンホールディングス株式会社顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山本和夫氏は、公認会計士・税理士山本会計事務所所長、株式会社森傳の監査役、株式会社ピーシーデポコーポレーションの社外監査役及びカーリットホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木康司氏は、鈴木康司法律事務所所長、ペーパーロジック株式会社の社外監査役及び越後交通株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 相馬義比古	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会において経営全般・方針について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 高木伸行	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。証券業界における豊富な業務経験に基づき、取締役会において経営全般・方針について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 原直史	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。大手事業会社における経営幹部としての豊富な業務経験や複数の業界経験に基づき、取締役会において経営全般・方針について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 山本和夫	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務、会計並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 鈴木康司	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の連結子会社であるLACTO ASIA PTE LTD.及びFOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST & YOUNGの監査を受けております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人E Y新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

⑥ 会計監査人が現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

⑦ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループ（当社及び子会社）の取締役、使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社グループは、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範・倫理に則して行動します。

- ii 当社グループの取締役、使用人等が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として当社グループの「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施します。
- iii 当社グループの役職員にコンプライアンスの徹底を図るため、当社の人事総務部がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育及び周知を行います。
- iv 当社グループはコンプライアンス体制の確立を図るため、当社の経営会議において方針を定め、その方針に基づき、人事総務部が当社グループの規程やマニュアルの整備さらには教育を実施します。また、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、当社の経営会議において調査・報告及び再発防止策の審議決定を行います。
- v 当社グループは、当社代表取締役社長直轄の内部監査室を置き、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているかを調査し、整備方針・計画の実行状況を監視します。また、取締役、使用人等による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室により業務監査を実施し、監査内容を当社代表取締役及び取締役会に報告します。
- vi 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- vii 当社グループは、法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図ります。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む。）は、法令、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従い、適切に保管・管理します。また、情報の管理については情報セキュリティポリシー、個人情報保護法に関する基本方針を定めて対応します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社グループの事業活動の遂行に関するリスクについては、当社の経営企画部を中心に、当社グループの連携によるリスクマネジメント体制を基本とします。
- ii 当社グループ各社は、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアルの制定・配布等を行い、損失の危険を予防・回避します。

- iii リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当社代表取締役社長が指揮する対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努めます。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社は、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の規程に基づき、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定め、取締役の職務執行の効率性を確保します。
- ii 取締役会については、「取締役会規程」に基づき運営され、毎月1回以上これを開催することを原則とします。取締役会では、意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、必要に応じて顧問弁護士及び監査法人等より専門的な助言を受けることとします。
- iii 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適切且つ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針等を策定します。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- i 当社グループ各社の業務執行は、法令等の社会規範に則るとともに、一定の意思決定ルールに基づき行うものとします。
- ii 当社は、当社グループ各社の経営方針及び関係会社管理規程等の社内規程に基づき、当社グループ各社の業務執行を管理・指導します。
- iii 具体的には、当社経営企画部が総括し、個別事案については関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保するものとします。
- iv 内部監査室は、当社グループ各社の業務の適正について監査を実施します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当面、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置かない方針である旨を監査役会より報告を受けております。ただし、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者は、当該業務に関し取締役または所属部門長の指揮命令は受けないものとします。

⑧ 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人等は法定の事項に加え、重要な会議における決議・報告事項をはじめ、取締役の職務の執行に係る重要な書類を監査役に回付するとともに、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、直ちに監査役に対し報告を行います。

⑨ 当社監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとします。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人等が当社監査役に対し報告したことを理由として、不利な取扱いを行わないものとし、その旨を当社グループの取締役及び使用人等に周知するものとします。

⑪ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が当該職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務等が当該監査役の職務執行に明らかに必要でないものを除き、速やかに当該費用または債務の処理を行うものとします。

⑫ その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 監査役 of 監査機能 of 向上のため、社外監査役 of 選任にあたっては、専門性のみならず、独立性を考慮します。
- ii 監査役は、会計監査人、内部監査部門及び当社グループ of 監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的 to 開催し、緊密な連携を図ります。
- iii 監査役は、取締役 of 職務執行 of 監査及び監査体制 of 整備のため、代表取締役と定期的 to 会合を開催します。
- iv 監査役は、職務 of 遂行にあたり必要に応じて、弁護士または公認会計士等 of 外部専門家との連携を図ります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

役職員に対し、規程集（小冊子）を配布し、ルールの周知・徹底を図るとともに、人事総務部によりコンプライアンス研修会を実施するなどコンプライアンス遵守に向けて全社で取り組んでおります。また、コンプライアンス委員会の開催（年2回）や内部監査を通じ、コンプライアンスの遵守状況を都度確認し、問題となる事象がないことを確認しております。

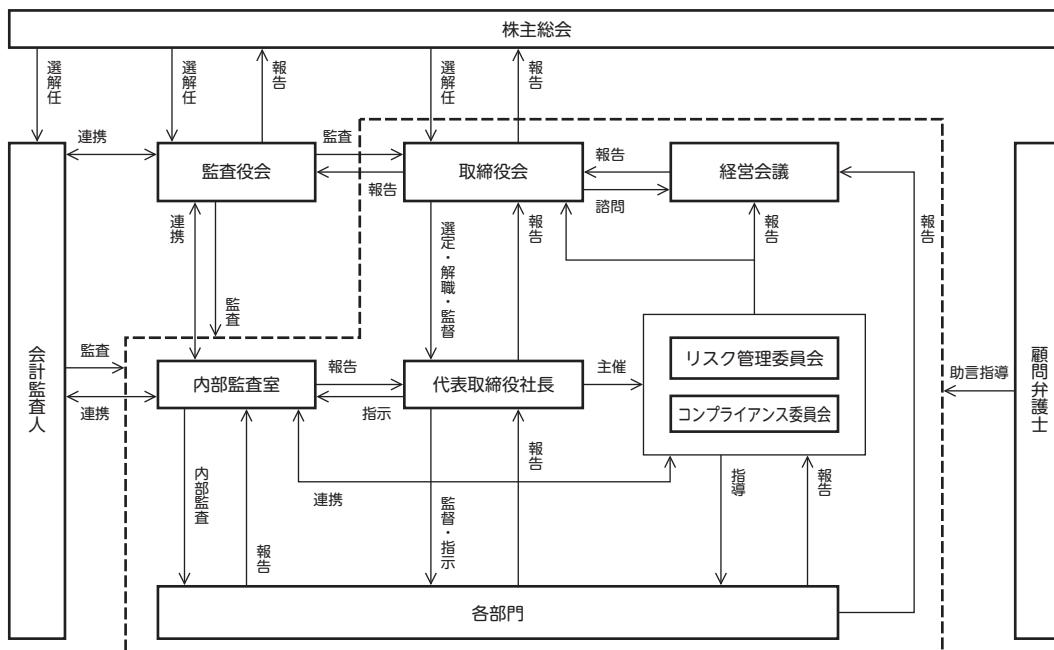
(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

<ご参考> コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、企業活動を通じ継続的に企業価値の向上を図るとともに、豊かな食文化の発展に寄与することが株主の皆様、お取引先様、従業員など全てのステークホルダーの期待に応えるものと考えます。このため、当社では経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の最重要課題とし、意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性・公正性を確保し、全てのステークホルダーへのタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

経営管理体制及び内部統制の仕組み



コーポレート・ガバナンス方針や基本的な考え方・体制についての詳細情報はこちらをご覧ください。

(当社ウェブサイト) <http://www.lacto-japan.com/ir/management/governance.html>

連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	46,438,398
現金及び預金	4,929,650
受取手形及び売掛金	15,873,058
商品及び製品	24,873,243
原材料及び貯蔵品	343,019
繰延税金資産	101,241
その他	321,616
貸倒引当金	△3,432
固定資産	2,553,720
有形固定資産	597,255
建物及び構築物	250,478
機械装置及び運搬具	220,531
リース資産	41,719
建設仮勘定	51,980
その他	32,545
無形固定資産	39,453
ソフトウェア	38,543
その他	909
投資その他の資産	1,917,011
投資有価証券	888,578
繰延税金資産	116,725
その他	915,138
貸倒引当金	△3,432
資産合計	48,992,119

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	23,979,490
買掛金	11,173,812
短期借入金	8,686,000
1年内償還予定の社債	660,000
1年内返済予定の長期借入金	2,333,000
未払法人税等	397,158
その他	729,519
固定負債	10,581,099
社債	720,000
長期借入金	8,493,000
繰延税金負債	71,872
退職給付に係る負債	278,835
資産除去債務	35,509
その他	981,882
負債合計	34,560,590
純資産の部	
株主資本	13,654,797
資本金	1,100,954
資本剰余金	1,149,424
利益剰余金	11,404,525
自己株式	△107
その他の包括利益累計額	665,784
その他有価証券評価差額金	345,249
繰延ヘッジ損益	62,867
為替換算調整勘定	257,668
新株予約権	110,947
純資産合計	14,431,529
負債純資産合計	48,992,119

連結損益計算書

(2017年12月1日から2018年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	115,440,661
売上原価	108,929,767
売上総利益	6,510,894
販売費及び一般管理費	3,501,690
営業利益	3,009,204
営業外収益	46,751
受取利息	5,746
受取配当金	11,211
持分法による投資利益	7,434
保険返戻金	6,210
雑収入	16,149
営業外費用	443,406
支払利息	258,387
支払手数料	19,381
為替差損	135,178
雑損失	30,457
経常利益	2,612,549
特別利益	2,699
固定資産売却益	2,699
特別損失	42,874
本社移転費用	42,874
税金等調整前当期純利益	2,572,374
法人税、住民税及び事業税	761,116
法人税等調整額	27,057
当期純利益	1,784,201
親会社株主に帰属する当期純利益	1,784,201

連結株主資本等変動計算書

(2017年12月1日から2018年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,097,534	1,146,004	9,806,237	△107	12,049,669
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3,420	3,420			6,840
剰余金の配当			△185,912		△185,912
親会社株主に帰属する当期純利益			1,784,201		1,784,201
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	3,420	3,420	1,598,288	-	1,605,128
当期末残高	1,100,954	1,149,424	11,404,525	△107	13,654,797

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	407,723	26,663	265,401	699,788	35,683	12,785,141
連結会計年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						6,840
剰余金の配当						△185,912
親会社株主に帰属する当期純利益						1,784,201
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△62,474	36,203	△7,733	△34,004	75,264	41,259
連結会計年度中の変動額合計	△62,474	36,203	△7,733	△34,004	75,264	1,646,387
当期末残高	345,249	62,867	257,668	665,784	110,947	14,431,529

計算書類

貸借対照表 (2018年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	42,921,758
現金及び預金	3,442,362
受取手形	18,372
売掛金	14,317,960
商品	24,810,654
前払費用	68,877
繰延税金資産	65,554
その他	197,978
固定資産	3,634,799
有形固定資産	128,538
建物及び附属設備	101,412
機械及び装置	0
器具及び備品	26,950
リース資産	175
無形固定資産	38,931
ソフトウェア	38,021
商標権	905
その他	4
投資その他の資産	3,467,329
投資有価証券	548,641
関係会社株式	1,783,884
出資金	0
長期前払費用	1,563
繰延税金資産	116,045
その他	1,020,626
貸倒引当金	△3,432
資産合計	46,556,557

科目	金額
負債の部	
流動負債	23,078,714
買掛金	10,580,032
短期借入金	8,600,000
1年内償還予定の社債	660,000
1年内返済予定の長期借入金	2,333,000
前受金	2,089
未払金	73,006
未払費用	301,302
未払法人税等	312,330
預り金	14,520
その他	202,432
固定負債	10,446,943
社債	720,000
長期借入金	8,493,000
退職給付引当金	278,835
その他	955,107
負債合計	33,525,657
純資産の部	
株主資本	12,627,468
資本金	1,100,954
資本剰余金	1,149,424
資本準備金	940,994
その他資本剰余金	208,429
利益剰余金	10,377,197
利益準備金	10,766
その他利益剰余金	10,366,431
別途積立金	50,000
繰越利益剰余金	10,316,431
自己株式	△107
評価・換算差額等	292,483
その他有価証券評価差額金	230,972
繰延ヘッジ損益	61,511
新株予約権	110,947
純資産合計	13,030,899
負債純資産合計	46,556,557

損益計算書

(2017年12月1日から2018年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	98,422,498
売上原価	93,090,003
売上総利益	5,332,495
販売費及び一般管理費	2,729,620
営業利益	2,602,874
営業外収益	31,714
受取利息	7,074
受取配当金	6,643
保険返戻金	6,210
雑収入	11,786
営業外費用	395,357
支払利息	243,929
社債利息	4,297
支払手数料	19,381
為替差損	98,630
雑損失	29,117
経常利益	2,239,231
特別損失	42,874
本社移転費用	42,874
税引前当期純利益	2,196,357
法人税、住民税及び事業税	661,263
法人税等調整額	24,517
当期純利益	1,510,576

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2017年12月1日から2018年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,097,534	937,574	208,429	1,146,004	10,766	50,000	8,991,767	9,052,533	△107	11,295,965
事業年度中の変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)	3,420	3,420		3,420						6,840
剰余金の配当							△185,912	△185,912		△185,912
当期純利益							1,510,576	1,510,576		1,510,576
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	3,420	3,420	-	3,420	-	-	1,324,663	1,324,663	-	1,331,503
当期末残高	1,100,954	940,994	208,429	1,149,424	10,766	50,000	10,316,431	10,377,197	△107	12,627,468
	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損	ヘッジ益	評価・換算差額等合計						
当期首残高	238,110		35,297	273,408	35,683	11,605,056				
事業年度中の変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)						6,840				
剰余金の配当						△185,912				
当期純利益						1,510,576				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△7,138		26,213	19,075	75,264	94,339				
事業年度中の変動額合計	△7,138		26,213	19,075	75,264	1,425,843				
当期末残高	230,972		61,511	292,483	110,947	13,030,899				

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年1月24日

株式会社ラクト・ジャパン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本多 茂幸	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清本 雅哉	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクト・ジャパンの2017年12月1日から2018年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクト・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年1月24日

株式会社ラクト・ジャパン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	本多 茂幸	Ⓜ
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	清本 雅哉	Ⓜ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラクト・ジャパンの2017年12月1日から2018年11月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年12月1日から2018年11月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年1月25日

株式会社ラクト・ジャパン	監査役会	
常勤監査役	鎌倉 喜一郎	㊟
社外監査役	山本 和夫	㊟
社外監査役	鈴木 康司	㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」 TEL (03) 3667-1111



交通

東京メトロ	東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」	4番出口とホテルが直結しております。
東京メトロ	東京メトロ日比谷線「人形町駅」	A1出口から徒歩約6分
都営地下鉄	都営浅草線「人形町駅」	A3出口から徒歩約8分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。